介護支援センター　カンナ 居宅介護支援サービス 重要事項説明書

１．事業者概要

事業者名称	医療法人　奏　葉
主たる事務所の所在地	群馬県高崎市浜川町１７４０番地１
法人種別	医療法人
代表者名	理事長　　小池　諭
電話番号	（０２７）３４４－８００８

介護保険法令に基づき群馬県知事から指定を受けている事業所名称	介護支援センター　カンナ
事業所につき介護保険法令に基づき群馬県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類	指定居宅介護支援

ご利用事業所の名称	介護支援センター　カンナ
指定番号	高崎市　１０７０２０２９７１号
所在地	群馬県高崎市浜川町１７３９－１
電話番号	（０２７）３８１－５２０３
通常の事業の実施地域	高崎市、前橋市、安中市、榛東村

２．事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護者からの相談及び要介護者等の心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保健施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

運営方針	１．利用者が、要介護者となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して支援を行う。 ２．利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者の連携を得て、総合的かつ効果的に介護計画を提供されるよう配慮して行う。 ３．利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。 ４．事業の運営に当っては、関係市町村、高齢者あんしんセンター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。 ５．利用者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。また、要介護認定等の申請が行われているか否かを確認し、その支援も行う。 ６．上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を遵守する。

３．ご利用事業所の職員体制

従業者の員数	介護支援専門員　　２名
従業者の職種・体制	管理者　介護支援専門員　　橋本　隆子（常勤　兼務） 介護支援専門員　　黒沢　晴美（常勤　専従）

４．営業時間

営業日	月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日（但し、祝祭日、８月１３日から８月１５日、１２月３０日から１月３日までを除く）
営業時間	午前８時３０分～午後５時３０分
夜間・緊急時	０９０－４１２１－５３２４（携帯）

５．サービスの概要

１．提供するサービス

居宅サービス計画の作成

※サービス計画までの手順は次の通りです。

・御自宅を訪問し、利用者様や御家族から話を伺います。

・利用者様の了解を得て、主治医の方に意見を尋ね、情報提供することがあります。

・介護支援専門員を中心にサービス担当者会議を開いて検討します。

・サービス計画の内容、利用料、保険の適用など一切をご説明します。

・情報の提供

・要介護認定の申請、変更の代行

・関連事業者等の連絡調整

・給付管理票の作成･提出

・毎月、国民保険団体連合会へ提出し、サービスをチェックします。

(1)　このサービスの提供にあたっては、利用者様の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止になるよう、適切にサービスを提供します。

(2) 公正中立なケアマネジメントの確保の為、ケアプランに位置づける居宅介護サービスの作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分に説明を行います。

前６カ月に作成したケアプランについて利用者に説明・介護サービス情報公表システムの運営情報について公表いたします

(3)　サービスの提供は懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明をします。もし分からないことがあったら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問してください。

１．居宅サービス計画作成の報酬

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、利用料及びその他の費用は以下の通りです。

利用料（居宅介護支援費）　　（１月につき）

介　護　度	単位
要介護１または要介護２	1，086単位
要介護３、要介護４または要介護５	1，411単位
初回加算	300単位

※　地域区分6級地による上乗せ割合があります。

※　（1単位＝10.42円）

6+

入院時における医療機関との連携加算算定条件

入院時情報連携加算（Ⅰ）・・・入院当日に医療機関へ情報提供　250単位

入院時情報連携加算（Ⅱ）・・・入院後3日以内に医療機関へ情報提供　200単位

※入院時には医療機関へ担当ケアマネジャーの事業所・氏名をお伝えください

退院・退所加算算定条件

退院・退所加算	カンファレンス無	カンファレンス有
連携１回	450単位/月	600単位/月
連携２回	600単位/月	750単位/月
連携３回		900単位/月

通院時情報連携加算　　50単位/月

ターミナルケアマネジメント加算　　400単位/月

看取り期におけるサービス利用前の相談・調整に係る評価

利用者の退院時にケアマネジメント業務を行ったがサービス利用に至らなかった場合、適切な業務が行われていた場合には介護保険サービスが提供されたものと同様に扱い、居宅介護支援費を算定できます。

介護職員等処遇改善加算の算定(2.1%)

・算定用件・内容：介護支援専門員の処遇(給与等)を改善し、職場環境の向上を図るための加算です。

・計算方法：基本報酬及びその他の加算の合計単位数に、所定の率(2.1%等)を乗じた額

・基本報酬及びその他の加算の合計単位数に、所定の率(2.1%)を乗じた額。

・負担額：上記計算に基づく利用料の1割　(2割または3割)　が、介護保険適用時の自己負担となります。

※　要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますのでご利用者負担はありません

２．居宅サービス事業者との連絡調整

居宅サービス事業者との連絡調整等は原則無料とします。

３．キャンセル料 キャンセル料は原則として無料です。

４．その他

記録の謄写費用を頂くことがあります。

７．利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付

利用者が、他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他、利用者からの申し出があった時には、直近の居宅介護サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

８．サービス担当者会議等における情報の提供

居宅サービス計画を立てるにあたり、居宅サービス事業者との連絡調整、サービス担当者会議等において要介護者及びその家族の個人情報を用いる場合があります。居宅サービス計画を立てる上でどうしても欠かせない情報なのでご了承ください。

９．事故発生時の対応

万一、利用者に事故が発生した場合は、すみやかに家族等関係者に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

発生した事故の状況および事故に際してとった措置については記録し保管します。

１０．第三者評価の実施

運営規定の概要、介護支援専門員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、
提供するサービスの第三者評価の実施状況の有無　　（　　無　　）

１１．緊急時の対応

サービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに利用者のかかりつけの主治医または協力関連機関と連絡をとり、必要な措置が受けられるようにします。

１２．虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実行性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

① 虐待防止委員会の開催
② 高齢者虐待防止のための指針
③ 虐待防止委員会の実施
④ 専任担当者の配置

１３．身体拘束の禁止

利用者、またはほかの利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。もし、身体拘束を行う場合には、その理由及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載します。

１４．業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生等において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
また従業者に対し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施し、必要に応じて見直しや変更を行います。

１５．衛生管理

事業所は事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を開催します。また指針を作成し介護支援専門員に対し、研修及び訓練を実施します。

１６．ハラスメント等

事業所は適切な居宅介護支援の提供の確保及び職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント（性的言動又は優越的な関係性を背景とした言動であり、業務上必要範囲限度を逸脱するもの）の防止に向け方針の明確化及び指針を整備します。

１７．苦情申立窓口

介護支援センター カンナ	ご利用時間　月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日 午前８時３０分～午後５時３０分 ご利用方法 電 話 ０２７－３８１－５２０３ （場 所）高崎市浜川町１７３９－１　　担当者　橋本　隆子
その他	・国民保険団体連合会　　０２７－２９０－１３２３ ・高崎市介護保険担当課　　０２７－３２１－１１１１ ・前橋市介護保険課　　０２７－２２４－１１１１ ・安中市　介護保険課　　０２７－３８１－１１１１ ・榛東村介護保険課　　０２７９－５４－２２１１

私は書面に基づいて職員　橋本隆子　から居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明及び交付を受け、同意しました。

令和　　年　　月　　日

サービス利用者　　印

サービス利用者家族　　印